

【ご利用ください】

高齢者タクシー利用助成



平成29年度も75歳以上の高齢者を対象に、移動手段が無い方の日常生活や積極的な社会活動参加の外出支援として、タクシー乗車料金の一部を助成します。

■対象者（次のすべてに該当）

- 小諸市に住民登録がある75歳以上の方
- 市民税非課税世帯の世帯員である方
- 市税等に滞納がない方
- 自動車の運転をしない方

■助成券の申請について

◆受付開始日 4月3日(月)

◆申請場所 高齢福祉課

◆申請方法 交付申請書に必要事項を記入して提出してください。(申請用紙は高齢福祉課にあります。)

◆持ち物 負担金(助成券1シート6枚綴り3,000円)

■助成券の交付について

交付対象として、条件を満たしているか審査し、負担金と引換えに1シート単位で助成券を交付します。
なお、交付枚数は一人につき10シート（60枚）を限度とします。

■利用しなかった平成28年度発行の助成券の負担金を還付します

平成28年度発行の助成券は、平成29年4月1日以降は使えません。

未利用の平成28年度発行の助成券をお持ちの方には、負担金の還付を行っています。還付方法は、口座振込となります。

◆申請期限 4月28日(金)

◆申請場所 高齢福祉課

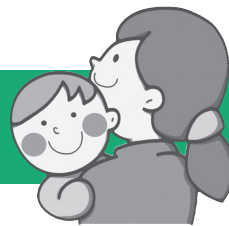
◆持ち物 未使用の助成券・印鑑・還付の振込先口座番号のわかるもの（口座が本人名義でない場合は、委任状の提出が必要です。）

※詳細は、お問い合わせください。

▼問い合わせ先

高齢福祉課 高齢者支援係

児童扶養手当の支給



児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために支給されます。
支給月4月、8月、12月にまとめて4カ月分が支給されます。

◆児童扶養手当を受けることができる方

- 次の児童を養育している父、母、又は養育者
- ・父母が離婚した児童
 - ・婚姻によらないで生まれた児童
 - ・父又は母が次の状態にある児童
(死亡・重度の障がい・生死が明らかでない・法令により1年以上拘禁されている・DV保護命令を受けた場合など)

※所得制限等で支給されない場合があります。

▼問い合わせ先

厚生課 家庭支援係

◆児童扶養手当の金額

平成29年度の児童扶養手当額については、平成28年全国消費者物価指数の実績値（対前年比▲0.1%）に基づき、0.1%の引き下げとなります。
(平成29年4月分（8月支給分）から変更)

◆児童扶養手当額

	平成28年8月～	平成29年4月～
〈第1子〉 全部支給 一部支給	42,330円 42,320円～9,990円	42,290円 (▲40円) 42,280円～9,980円 (▲40円～▲10円)
〈第2子加算額〉 全部支給 一部支給	10,000円 9,990円～5,000円	9,990円 (▲10円) 9,980円～5,000円 (▲10円～0円)
〈第3子以降加算額〉 全部支給 一部支給	6,000円 5,990円～3,000円	5,990円 (▲10円) 5,980円～3,000円 (▲10円～0円)

福祉医療費受給者証の更新

福祉医療費の対象範囲を高校3年生までに拡大したことに伴い、平成29年3月末の有効期限となっている次の児童の受給者証を順次送付していただきますので、お手元に届きましたら記載内容をご確認ください。

◆更新対象児童

○平成16年4月2日～

平成17年4月1日の間に生まれた児童

○平成13年4月2日～

平成14年4月1日の間に生まれた児童

※ただし、障がいや母子・父子家庭により福祉医療を受けている児童は除きます。

※これ以降に生まれた児童は、順次更新を行います。

▼問い合わせ先

厚生課 家庭支援係

